



# 栃木県公報

平成24年  
7月11日(水)  
号外  
第64号

## 目次

### 規則

- 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1  
○栃木県都市公園条例施行規則の一部改正…………… 1

### 公安委員会

- 利用カード等の販売等営業の届出に関する規則の一部改正…………… 1

## 規則

### 栃木県規則第四十六号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。  
平成二十四年七月十一日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十四年栃木県条例第二十三号）の施行期日は、平成二十四年七月十四日とする。

### 栃木県規則第四十七号

栃木県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十四年七月十一日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県都市公園条例施行規則（昭和四十九年栃木県規則第十六号）の一部を次のように改正する。  
第八条第二項中「フィールドアスレチック施設」の下に「一万人プール」を加える。

別表第一中二十四の項を二十五の項とし、六の項から二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次のように加える。

6 一万 人 プール	国民の祝日に関する法律第2条に規定する海の日の前々日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで
------------	-------------------------------------	--------------

### 附 則

この規則は、平成二十四年七月十四日から施行する。

(都市整備課)

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第八号

利用カード等の販売等営業の届出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十四年七月十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

#### 利用カード等の販売等営業の届出に関する規則の一部を改正する規則

利用カード等の販売等営業の届出に関する規則（平成十四年栃木県公安委員会規則第九号）の一部を次のよ

らに改正する。

第二条第一項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し、」を削り、「登記事項証明書」を「登記事項証明書」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---